

令和7年度 こどもの事故防止の取組

令和8年3月

経済産業省 大臣官房産業保安・安全グループ 製品安全課

改正製品安全4法の概要

法改正の概要

インターネット取引の拡大により製品の安全性に責任を持つ国内事業者が不在となるケースや、子供用製品に関する安全規制の未整備などの課題を背景に、製品安全4法を改正。

① インターネット取引の拡大への対応

1. 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）
2. 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設
3. 届出事項の公表制度の創設
4. 法令等違反行為者の公表制度の創設

② 玩具等の子供用製品の安全確保への対応

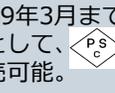
1. 子供用の製品に係る規制の枠組み（子供用特定製品）の創設
2. 子供用特定製品の中古品特例

施行スケジュール

R6.6.26	改正製品安全4法 公布
R6.12.13	改正法施行令等 公布
R7.1.31	技術基準省令等 公布
R7.9.25	乳幼児用玩具の事前届出等開始
R7.12.25	改正製品安全4法 施行

子供用特定製品への製品の指定

- 令和6年6月、消安法改正により、子供用特定製品（主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品）について、製造・輸入事業者に対し国が定める**技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等**を求めることとした。併せて、改正消安法第4条第3項第4号において**子供用特定製品の中古品**について、**国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等を条件**に販売を可能とする特例を講じた。
- 令和6年12月、消安法施行令の改正により**乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）**と**乳幼児用ベッド**を子供用特定製品に指定し、令和7年12月25日に施行された。
- 令和8年春、消安法施行令の改正により、**乳幼児用ベッドガード**及び**ベビーカー**を**子供用特定製品**に指定予定。

特定製品の区分		必要なマーク
特別特定製品	携帯用レーザー応用装置 浴槽用温水循環器 ライター	
特別特定製品以外の特定製品	(略) 磁石製娯楽用品 吸水性合成樹脂製玩具	
特別特定製品かつ子供用特定製品	乳幼児用ベッド	 ※令和9年3月までは経過措置期間として、  を付すことで販売可能。
特別特定製品以外の子供用特定製品	乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具） 乳幼児用ベッドガード ベビーカー	 ※乳幼児用ベッドガードについては1年間、ベビーカーについては2年間、経過措置期間を設定する予定。

令和8年春に乳幼児用ベッドガード及びベビーカーの2品目を追加予定

<改正消費生活用製品安全法>

第2条 (略)

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

3 (略)

4 この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

<消費生活用製品安全法施行令>

別表第1

三 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）

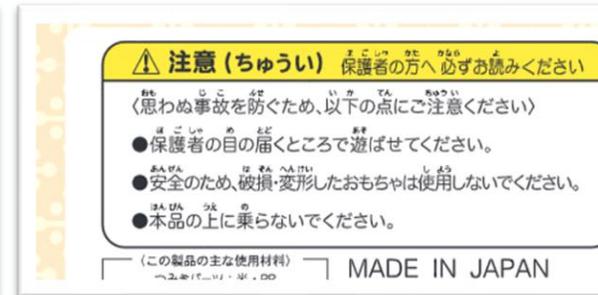
十三 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

製品安全 4 法における新たな届出等の状況について

(令和8年3月4日時点)

① 子供用特定製品の製造又は輸入事業届出（消費生活用製品安全法第6条）

子供用特定製品として、乳幼児用玩具（3歳未満向け）と乳幼児用ベッド（従来から特別特定製品に指定）を指定。製造又は輸入する事業者は事業開始時に届出を可能とし、技術基準への適合確認と使用に関する警告表示等を行い、子供PSCマークの表示を義務付け。



448件

画像出典：一般社団法人日本玩具協会提供

② 特定輸入事業者による輸入事業届出（4法に基づく届出）

PSマーク対象製品を国内消費者に直接販売する海外事業者は、特定輸入事業者として届出を可能とし、技術基準への適合、国内管理人の選任等を義務付け。

1,988件

(再掲) 改正製品安全4法に関する周知・広報活動の取組

令和8年1月22日
開催製品安全
小委員会資料3-1
から抜粋

<子供用特定製品（乳幼児用玩具）に関する周知>

1. SNS等での発信

- インスタグラム、YouTube、産婦人科の待合室に設置のモニターでの広告配信
- 子育て家庭向けのフリーペーパー（Webタイアップあり）への記事広告の掲載
- 政府広報ラジオでの発信
- METI Journal、METIチャンネルなどの経済産業省メディアでの発信

YouTube広告



インスタ広告



フリーペーパー

乳幼児向けのおもちゃに新しい安全基準が誕生
安心のおもちゃでお子さまの好奇心いっぱいの毎日を応援



政府広報ラジオ



2025/09/16
60秒早わかり解説
乳幼児用玩具の新制度スタート。「子供PSCマーク」表示への届出準備はお済みですか？

政策特集
60秒早わかり解説
知っておきたい経済用語
地域で輝く企業
統計は語る
HOTパーソン
METI媒体新書
今月のヒトコト
大阪・関西万博特集
ぶらり異土記
今どきの本題のはなし
編集長対談
三階常盤いもりのうまいもの
エネルギーの「これまで」と「これから」

令和7年12月25日より、乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）に対する新たな規制が始まります。規制対象となる乳幼児用玩具の製造又は輸入を行う場合は、事業届出が必要になります。該当する事業者の皆様、届出準備はお済みですか？



[乳幼児用玩具の新制度スタート。「子供PSCマーク」表示への届出準備はお済みですか？（60秒早わかり解説）](#)

政府広報



[政府広報オンライン](#)

[乳幼児のおもちゃを選ぶときは必ず確認！知っておきたい「子供PSCマーク」](#)

リーフレット・ポスター制作

子育て中のお父さん・お母さん 出産祝いを贈りたいあなた
お子様のおもちゃ・ベビーベッドを購入する際は

「子供PSCマーク」

PSC PSC

をご確認ください！

令和7年12月25日より
子供用特定製品（3歳未満向け玩具・乳幼児用ベッド）
に対する新たな規制が始まります

令和7年12月25日より、「乳幼児用玩具」及び「乳幼児用ベッド」への子供用PSCマークの表示が始まります。
「乳幼児用ベッド」については、令和9年3月24日まで、現行のD型PSCマークが表示された製品も販売されます。
また、「乳幼児用玩具」については、施行日前に製造・輸入されたものは子供PSCマークの表示なしでも販売できますが、その場合、子供が安全に遊ぶよう、日本玩具協会が発行するSTマークを確認することも有効です。

[消費者向けチラシ](#)

小売店・販売事業者の皆さまへ

乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）に対する新たな規制が始まります！

PSC 「子供PSCマーク」

「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律」が令和7年12月25日に施行され、「乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）」について、「子供PSCマーク」が導入されます。

施行日（令和7年12月25日）以降に国内製造・輸入される乳幼児用玩具は規制の対象となり、子供用PSCマークをつける必要があります。
「施行日前に国内製造・輸入された製品」には規定は適用されませんが、子供PSCマークがなくても販売できます。

▶「施行日に店舗で在庫となっている製品」は、子供PSCマークがなくても販売できます。
▶「施行日前に国内製造・輸入された製品」は、子供PSCマークがなくても、事業者間で取引、消費者に販売することができます。

令和7年12月25日より前に製造・輸入されたものであることを確認し、確認済から確認を待たないで、仕入品のおかき検査等をお勧めします。なお、既商政で製造・輸入日の確認が難しい場合は、製造製品のメーカー等に問い合わせることも有効です。

[小売店・販売事業者向けチラシ](#)

チャットボット

問い合わせ用チャットボットがオープンしました！
ご不明な点がございましたら、まずはこちらをご確認ください。ボットの回答は順次追加予定です。



こんにちは！
お問合せ内容をお選びいただくか、ご質問内容をご入力ください。

[消費生活用製品安全法について](#)

[届出、申請などの手続について](#)

[海外事業者、国内管理人について](#)

[子供用特定製品について](#)

令和7年9月30日開催
製品安全小委員会資料1
から抜粋

June 2024

VOL.193 JUNE 2024
SUMMER FUN IN JAPAN: SEASIDE FESTIVALS AND EVENTS

[POLICY-RELATED NEWS] New Japanese Regulations Start for Businesses Selling Overseas and Children's Products: Aiming for Better Product Safety

#Economy #PolicyRelated News #HighlightingJapan

Share

[New Japanese Regulations Start for Businesses Selling Overseas and Children's Products: Aiming for Better Product Safety](#)

動画配信

関連動画・リーフレット等



改正消費生活用製品安全法に基づく
子供用特定製品（乳幼児用玩具等）
に係る規制について
（製造・輸入・販売事業者の皆様）

経済産業省

大臣官邸 政策研究・安全グループ 製品安全課

[改正消費生活用製品安全法に基づく子供用特定製品（乳幼児用玩具等）](#)

[YouTube 改正消費生活用製品安全法に基づく子供用特定製品に係る規制について](#)

YouTube
metchannel 3:59

欧米等の諸外国
玩具等の製品に対する
公的な安全基準が定められている

日本
玩具等の製品に対する
公的な基準・規制がない

欧米等の諸外国では、玩具等の製品に対する公的な安全基準が定められていますが、これまで、日本にはそのような基準・規制がないため、安全性を確認できない子供用の製品が販売されてしまうケースがありました。

改正消費生活用製品安全法等の概要

動画を再生

[YouTube 改正消費生活用製品安全法等の概要](#)

子供用特定製品の指定の考え方

子供用特定製品の指定にあたっては、子供用製品による子供の製品事故を未然に防止するため、以下のような視点を総合的に勘案していく。

①子供用の製品であること

主に子供が生活する中で用いられることを特に意図して設計されている製品であること。

②事故の態様等を踏まえ、安全性の確保が必要と認められる製品であること

重大製品事故を含む子供が被害にあう国内外の製品事故の実態を踏まえ安全確保の必要性があること。

③子供用特定製品に指定することにより、危害防止の効果が認められること

製品の市場流通前の技術基準適合や使用方法に係る表示を義務付けることにより、事故を防止する効果が認められること。

④海外で規制の対象とされている等、規制の必要性が認められること

海外で規制の対象である、又は日本への危険な製品の流入懸念がある等、規制の必要性があること。

<改正消費生活用製品安全法 第2条第4項>

この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

<消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院HPより抜粋）>

四 子供用特定製品の指定並びに子供用特定製品に係る技術基準及び使用年齢基準については、子供用の製品による事故を未然に防ぐ観点から、国内外における子供が被害に遭う事故の実態及び諸外国における規制の動向等を踏まえ策定し、及び機動的に見直すとともに、保護者等の消費者への周知徹底を図るなど、子供用の製品の安全確保に向けて万全を期すこと。また、子供用特定製品の対象については、育児、保育に関わる幅広い製品を対象としていくことを検討すること。

乳幼児用ベッドガード及びベビーカーの子供用特定製品への指定

- 乳幼児用ベッドガードについては、乳幼児が乳幼児用ベッドガードとマットレス等に挟まれて死亡する重大製品事故が、過去10年間※1に**4件発生**しており、**生後12ヶ月以内の乳児が死亡**※2している。
 ※1 2015年～2025年3月 ※2 一般的に、最も窒息リスクの高い出生後18ヶ月未満の乳幼児は、乳幼児用ベッドガードを使用して乳幼児用ではないベッドに寝かせることは危険であるとされており、商品の取扱説明書等においてもその旨が表示されている。
- ベビーカーについては、重大製品事故が過去10年間※1に**11件発生**しており、うち**転倒・転落による頭部等の負傷が6件、指の挟み込みによるもの等が4件**であった。
- 発生している事故を踏まえ**警告表示による注意喚起により誤使用を防ぐ**ことで事故の防止が期待されること、海外での規制状況や基準・規格の整備状況等に加えて、**死亡事故が発生していること、重大製品事故の発生件数等**を鑑み、**乳幼児用ベッドガード及びベビーカーを特定製品及び子供用特定製品へ指定**することとし、**具体的な検討を進める**。

【乳幼児用ベッドガードの重大製品事故】

2017年8月	
年齢	生後9ヶ月
事故の概要	乳児が当該製品とマットレスの間に挟まった状態で発見され、死亡が確認された。
2017年9月	
年齢	生後6ヶ月
事故の概要	乳児が当該製品とベッドの隙間に挟まった状態で発見され、死亡が確認された。
2020年1月	
年齢	生後5ヶ月
事故の概要	乳児が当該製品とマットレスの隙間に挟まり、死亡。
2023年5月	
年齢	0歳
事故の概要	乳児が当該製品とマットレスの隙間に挟まり、死亡。

【ベビーカーの重大製品事故】

2015年9月	
年齢	1歳4ヶ月
事故の概要	当該製品は、展開時に折り畳み部に隙間が生じる構造であり、折り畳み部に警告表示等がなかったことから、幼児が右手をかけている事に気付かず、使用者が当該製品を展開操作したため、折り畳み部のハンドルパイプと樹脂製ハンドル受け部間で指を挟んだものと推定された。
2020年3月	
年齢	2歳
事故の概要	母親が子供を乗せ、歩道から車道に出るところのアスファルトの段差約2cmに突っかかり、転倒し、子供が負傷した（乳歯亜脱臼、口唇裂傷）。
2021年11月	
年齢	生後5ヶ月
事故の概要	当該製品に乳児を乗せて段差を乗り越えようとしたところ、当該製品が折りたたまれ、転倒し、負傷した（頭部骨折）。

特定製品及び子供用特定製品への指定について

- **死亡事故**が発生している**乳幼児用ベッドガード**及び**転倒や転落等**の事故が発生している**ベビーカー**を**特定製品及び子供用特定製品に指定**するため、令和7年9月30日に消費経済審議会製品安全部会に諮問を行い、答申を得た。

特定製品への指定について

特定製品の指定については、改正後の消費生活用製品安全法第2条第2項において、政令に委任されていることから、消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）別表第1に第14号及び第15号を加える。

十四 乳幼児用ベッドガード（主として家庭において出生後六十月以内の乳幼児のベッドからの転落を防止するためにベッドに取り付けて使用することを目的として設計した柵その他の器具をいう。）

十五 ベビーカー（主として家庭において出生後三十六月以内の乳幼児の運送に使用することを目的として設計した歩きながら用いる小型の車をいう。）

※ 乳幼児用ベッドガードについては国内の流通量が限られるとともに対象年齢を遵守しないことによる事故が発生している、ベビーカーについては国内市場に流通している製品が国内外の基準に適合した製品（例：製品安全協会による認証制度に基づくSGマークを表示した製品）の流通が主となっている、といった現状がある。一般消費者の安全に大きな影響を及ぼすような品質の確保が十分でない製品の流通が確認されない中で、現時点では特別特定製品への指定はしない。

子供用特定製品への指定について

子供用特定製品の指定については、改正後の消費生活用製品安全法第2条第4項において、政令に委任されていることから、消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）別表第1第14号及び第15号に掲げる特定製品を子供用特定製品に指定することとする。

※ 乳幼児用ベッドガード及びベビーカーは、対象年齢を遵守していないことによる事故や保護者が目を離した際に事故が起こっていることから、技術基準へ適合する安全な製品を設計することに加えて、対象年齢及び危険な使い方を防止するための正しい使用方法に係る警告を消費者である保護者等に適切に伝える必要性のある製品と認められることから、子供用特定製品に指定する必要がある。

<改正消費生活用製品安全法>

第2条（略）

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

3（略）

4 この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

乳幼児用ベッドガード及びベビーカーの子供用特定製品への指定について

- 令和7年9月30日に消費経済審議会製品安全部会において政令改正事項に関する諮問を行い、**乳幼児用ベッドガード及びベビーカーについて特定製品及び子供用特定製品へ指定**することについて適当である旨答申を受けた。
- その後、関係規定の検討を行い、関係者との調整を経て、**省令案等についてパブリックコメントを実施中**。

【パブリックコメント期間】

- 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令案（技術基準省令案）
令和8年2月24日～令和8年3月25日
- 消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（案）（解釈通達案）
令和8年2月25日～令和8年3月26日

【施行スケジュール（案）】

- 消費生活用製品安全法施行令：令和8年春公布、令和8年夏施行
- 技術基準省令及び解釈通達：令和8年春公布、令和8年夏施行（子供用特定製品関係に限り）
- 経過措置期間：乳幼児用ベッドガードについては1年間、ベビーカーについては2年間

規定事項

※なお、今回の省令・解釈通達の改正事項には、子供用特定製品以外の事項も含まれる。

技術基準省令案について

- 技術上の基準（別表第一関係）
- 型式の区分（別表第二関係）
- 子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言（警告表示）（別表第二の二関係）
- 子供用特定製品の表示（別表第五関係）

解釈通達案について

- 今回指定する子供用特定製品の解釈について
- 今回指定する子供用特定製品の技術上の基準の解釈について
- 今回指定する子供用特定製品の型式の区分の解釈について
- 今回指定する子供用特定製品の警告表示の解釈について
- 今回指定する子供用特定製品の表示の解釈について